

小平市普通財産
一般競争入札売払い参加案内

令和7年11月

小平市

目 次
＜小平市普通財産一般競争入札売払い参加案内＞

1	入札物件	1
2	入札参加資格	1
3	入札物件の現地開放	1
4	入札参加申込	1
5	入札保証金納付	2
6	入札	2
7	入札の無効	3
8	開札	3
9	落札者の決定方法等	4
10	入札結果の公表	4
11	契約の締結等	4
12	契約保証金	4
13	売買代金の納付	4
14	所有権の移転等	5
15	公序良俗の遵守	5
一般競争入札売払い書類様式		
◇	一般競争入札参加申込書	6
◇	建物等解体条件付き土地売買契約書	7
◇	入札参加申込用封筒記載例	14
◇	入札用封筒記載例	15
	物件調書	16
	現地案内図	18
	求積図	19

本件入札は、建物等解体条件付きの売却となりますので、本案内をお読みいただき、現地及び物件の状況をよくご確認の上、入札に参加してください。

1 入札物件

所在	地目	面積 (㎡)	最低売却価格 (円)
小平市仲町7番7	宅地	2000.01	342,483,190

2 入札参加資格

日本国内に住所がある個人又は日本国内に事業所がある法人。ただし、次に該当する者は参加できません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項第1号（当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者）に該当する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項第2号（破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者）に該当する者
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項第3号（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者）に該当する者

3 入札物件の現地開放（要事前予約）

入札物件は、閉鎖管理をしておりますので、現地に立ち入って確認されたい場合は、以下の日程で現地開放を行いますのでご利用ください。なお、職員が立ち会いますので、必ず事前に予約の上ご参加ください。

令和7年12月18日（木）、19日（金）、22日（月）（午前9時から午後5時まで）

4 入札参加申込

(1) 受付期間

令和7年12月15日（月）から令和8年1月9日（金）まで※必着

(2) 受付場所

郵送により受付を行います。受付期間内に到着しない申し込みは無効とします。
(郵送先)

〒187-8701
東京都小平市小川町2丁目1333番地
小平市役所 企画政策部 公共施設マネジメント課 入札担当

※書留、簡易書留又はレターパックプラスでご郵送ください。

※持参も可としますが、受付期間内の開庁時間（午前8時30分から午後5時まで）のみの受付とします。

(3) 申込必要書類

ア 一般競争入札参加申込書 (P.6 参照)

イ 添付書類

個人の場合「住民票」(※1)

法人の場合「資格証明書」(※2)「担当者の名刺」

(※1) マイナンバーの記載がないものをご用意ください。

(※2) 法人の登記事項を証明する書類(現在事項証明書等)

(注) 1 申込者は、落札者となった場合に契約の名義人となります。

2 一般競争入札参加申込書に記入の際は、誤りの無いようご注意ください。不備等がある場合の申込書は不受理となります。

3 共有名義で申し込む場合は、共有者全員分の添付書類が必要となります。

4 ご提出いただいた書類は、理由に関わらず返却はできません。

5 申込書類に不備がある場合は、入札に参加できません。

(4) 入札必要書類の交付

申込受付後、小平市から以下の書類を郵送により交付します。令和8年1月19日(月)までに届かない場合は、担当までご連絡ください。

ア 一般競争入札参加申込書(受付後の写し)

イ 入札書

ウ 入札保証金の納入通知書兼納付書

エ 入札保証金返還請求書

5 入札保証金納付

- (1) 入札保証金は、入札金額の3パーセント以上に相当する金額とし、小平市の交付する納付書により、同納付書に記載のある金融機関の窓口で納付してください。入札保証金が未納金・金額不足の場合、入札は無効とします。
- (2) 入札保証金の領収証書(納付書本人控)をコピーしていただき、入札書に同封してください。
- (3) 落札者が納付した入札保証金は、契約保証金(本案内12参照)の一部に振り替えます。ただし、契約の締結と同時に売買代金の全額を納付される場合には、売買代金の一部に充当します。
- (4) 落札者以外の者が納付した入札保証金は、落札者決定後、入札者が指定する金融機関の預金口座への振り込みにより還付します。なお、還付には開札終了後1か月ほど要する場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- (5) 入札保証金に対しては、その受入期間について利息を付しません。
- (6) 落札者が契約の締結に応じない場合には、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金は、小平市に帰属するものとします。

6 入札

(1) 入札期限

令和8年1月30日(金)まで**※必着**

(2) 受付場所

入札参加申込と同様、郵送により受付を行います。入札期限までに到着しない入札は無効とします。

(郵送先)

〒187-8701

東京都小平市小川町2丁目1333番地

小平市役所 企画政策部 公共施設マネジメント課 入札担当

※書留、簡易書留又はレターパックプラスでご郵送ください。

※持参も可としますが、入札期限内の開庁時間（午前8時30分から午後5時まで）のみの受付とします。

(3) 入札必要書類

ア 入札書

※入札金額は、物件の価額の総額を表示してください

イ 入札保証金の領収証書（納付書本人控）のコピー

※原本は入れないでください

ウ 入札保証金返還請求書

(注) 1 入札後、入札の取下げや記載内容の変更はできません。

2 入札参加受付後に小平市から交付した書類を使用してください。

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 所定の日時までに所定の入札保証金の納付がない入札
- (3) 入札保証金が入札金額の3パーセントに満たない入札
- (4) 入札書の記載事項が不明又は入札書に記名若しくは押印がない入札
- (5) 1度の入札に2通以上の入札書を提出した者がした入札
- (6) 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした者がした入札
- (7) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札
- (8) 入札書に入札保証金の領収証書（コピー）を同封しない入札
- (9) 郵便等による入札書で所定の日時までに所定の場所に到着しない入札

8 開札

日 時 令和8年2月6日（金）午前10時から

場 所 小平市役所6階 大会議室

入 場 午前9時50分から午前10時30分まで

結果揭示 午前10時15分ごろから午前10時30分まで

※結果の確認だけでの来場も可能です。

※開札の立会いは任意となりますが、入場する場合は申込時に入札参加申込書の指定箇所にチェックをしてください。

※入場の際は、入札保証金の領収証書（原本）を確認しますので、必ず持参して

ください。

※入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない小平市職員を立ち合わせて行います。

9 落札者の決定方法等

(1) 落札者の決定

小平市が定める最低売却価格以上の最高額の入札をした者を落札者とします。

(2) くじによる落札者の決定

落札者となるべき最高額の入札をした者が2者以上あるときは、当該入札者によるくじ引きにより落札者を決定します。なお、くじを引かない者があるとき（当該入札者がいないときを含む。）は、これに代えて当該入札事務に関係のない小平市職員にくじを引かせます。この場合、異議の申立てはできません。

10 入札結果の公表

入札結果は、小平市ホームページで開札日の午後5時までに公表予定です。なお、掲載する項目は全入札者名及び入札額とします。なお、入札者が個人の場合にあつては、入札者名を「個人」と表記します。

※開札作業終了後、開札会場にも入札結果を掲示します。

11 契約の締結等

(1) 落札者への書類送付

落札者に対し令和8年2月9日（月）までに契約説明書類を発送します。

(2) 契約締結期限及び契約場所

売買契約の締結は、令和8年2月20日（金）までに公共施設マネジメント課窓口にて行います。

※契約締結時には、印鑑登録証明書を1通持参してください。

※契約書への押印は、印鑑登録のある実印をご使用ください。

※契約書に必要な印紙税は、落札者の負担となります。

12 契約保証金

(1) 落札者は、契約の締結前までに、契約金額の10パーセント以上の契約保証金を、小平市の発行する納付書により納付しなければなりません。ただし、契約の締結と同時に、売買代金を全額納付する場合には、納付する必要はありません。

(2) 落札者が納付した契約保証金は、売買代金の一部に充当します。

(3) 契約保証金に対しては、その受入期間について利息を付しません。

(4) 契約保証金を納付した後、売買代金が納付期限（本案内13参照）までに納付されない場合は、落札はその効力を失い、落札者が納付した契約保証金は、小平市に帰属するものとします。

13 売買代金の納付

売買代金は、次のいずれかの方法により、契約日の翌日から起算して30日以

内に納付しなければなりません。

- (1) 契約締結と同時に売買代金の全額を納付する方法
- (2) 契約締結と同時に契約保証金を納付し、その後売買代金と契約保証金の差額を納付する方法

1 4 所有権の移転等

- (1) 売買土地の所有権移転は、落札者が売買代金の全額を納付したときとし、これと同時に土地の引渡しがあったものとします。
- (2) 売買土地の所有権移転の登記は、売買土地の引渡し後、落札者の請求により小平市が行います。
- (3) 売買土地の登記名義人は、落札者となります。
- (4) 売買土地の所有権移転等の登記に要する登録免許税は、落札者の負担となります。

1 5 公序良俗の遵守

落札者は、売買土地の管理及び処分に当たっては、公序良俗に反する行為をしてはなりません。

一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

小平市長 小林 洋子 殿

一般競争入札による小平市普通財産の売払いについて、次のとおり申し込みます。

1 参加者 住所（所在地） _____
氏名（名称及び代表者氏名） _____ 印
電話番号 _____

（2人以上（連名）による申込みの場合には、連名者を記入してください。）

連名者 住所（所在地） _____
氏名（名称及び代表者氏名） _____ 印
電話番号 _____

連名者 住所（所在地） _____
氏名（名称及び代表者氏名） _____ 印
電話番号 _____

開札立会いを予定している場合は、左の□にチェックしてください。

2 入札物件

物件所在：小平市仲町7番7

* 参加申込みの際には、住所及び氏名（法人の場合にあたっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）並びに電話番号をご記入のうえ、押印してご提出ください。（法人の場合は、法人代表者印）

* 申込みにあたって提出する書類は、次のとおりです。

(1) 本書

(2) 個人の場合：住民票 1通

法人の場合：資格証明書 1通

担当者の名刺

* 連名の場合は全員分。ただし、同一世帯の方の分は、世帯の住民票の謄本で結構です。

建物等解体条件付き土地売買契約書

売主 小平市 を甲とし、買主（落札者）を乙とし、甲乙間において、次の条項により、建物等解体条件付き土地売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件及び売買代金）

第2条 甲は、その所有する次の土地（以下「この土地」という。）を、金（落札金額）円をもって乙に売り渡す。

土地の所在	地目	地積
小平市仲町7番7	宅地	実測 2000.01㎡ (公簿 2000.00㎡)

（契約保証金）

第3条 乙は、この契約に関し、契約保証金として金（落札金額の10パーセント以上）円を、この契約の締結と同時に、甲の指定する支払方法により納付しなければならない。

- 2 前項の契約保証金の一部として、納付済みの入札保証金を振り替えるものとする。
- 3 第1項の契約保証金は、前条の代金の一部に充当するものとする。
- 4 第1項の契約保証金には、その支払日から前項の代金の一部に充当する日までの期間に対する利息を付さない。
- 5 甲は、乙が第4条の義務を履行しないときは、第1項の契約保証金を甲に帰属させることができる。

（売買代金の支払い）

第4条 乙は、第2条の代金を、甲の指定する支払方法により、契約日の翌日から起算して30日以内にその指定する場所において納付しなければならない。

（延滞金）

第5条 乙は、第2条の代金を、その支払期日までに支払わないときは、その翌日から支払いの日までの日数に応じ、当該代金の金額につき年14.6パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を支払わなければならない。

（越境物の調整等）

第6条 乙は、この土地について越境物が存在する場合は、隣接土地所有者と協議し、乙の責任において解決するものとし、甲は紛争については関与しない。

（所有権の移転及び物件の引渡し）

第7条 この土地の所有権は、乙が第2条の代金全額の支払いを完了したときに、甲から乙に移転するものとする。

- 2 この土地は、前項の規定によりその所有権が移転したときに、乙に対し現状のまま引渡しがあったものとする。

(所有権の移転登記)

第8条 乙は、前条第1項の規定によりこの土地の所有権が移転した後、速やかに甲に対し所有権の移転登記を請求するものとし、甲は、その請求により、遅滞なく所有権の移転登記を嘱託するものとする。

- 2 前項の所有権移転登記は、公簿地積によるものとする。
- 3 第1項の所有権の移転登記に要する費用は、乙の負担とする。

(建物等の解体及び撤去)

第9条 乙は、この契約締結後1年以内に、次に掲げるこの土地上の解体及び撤去対象建物・工作物等（以下この条において「対象建物等」という。）を解体及び撤去（以下「解体等」という。）するものとする。ただし、乙はやむを得ない事情により期限の延長を必要とするときは、あらかじめ理由を付した書面を甲に提出し、甲の承認を得なければならない。

名称	構造	延床面積
旧保育園園舎、別棟倉庫並びに園庭遊具及び藤棚等含む工作物等の一切	鉄筋コンクリート造等	757.75㎡ (別棟含む)

- 2 解体等に要する一切の費用は、乙の負担とする。
- 3 解体等の範囲は、対象建物等及びその地下埋設物とし、対象建物等に付帯する設備及び備品等も含むものとする。
- 4 甲は、対象建物等の解体等が完了するまでは、解体工事に係る現地調査を実施し、又は乙から必要な報告を求めることができる。この場合において、乙は調査を拒み、もしくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。
- 5 乙は、対象建物等の解体等が完了したときは、速やかに甲に解体等の完了を書面により報告することとし、甲及び乙は、現地立会の上、解体等の完了を確認するものとする。
- 6 乙は、この土地の引渡しがあったときから、前項の確認までの間、対象建物等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。また、この場合に必要な一切の費用は、乙の負担とする。なお、乙は、対象建物等に関し、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定することができない。
- 7 乙は、管理上又は解体等に必要範囲を超えて対象建物等を使用し、又は第三者に使用させてはならない。
- 8 乙は、対象建物等の解体等に関し、各種関係法令等を遵守しなければならない。
- 9 乙は、対象建物等の解体等に関し、第三者から苦情又は異議申立てがあったときは、乙の責任において解決するものとする。

(所有権移転等の制限)

第10条 乙は、前条第1項に規定する義務の履行が確認されるまでは、この土地の所有権を移転すること、及びこの土地に地上権、質権、使用貸借による権利若しくは賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定することができない。

(危険負担)

第11条 乙は、この契約締結後引渡しまでの間に、この土地が、甲の責めに帰すことのできない事由により滅失又はき損した場合は、甲に対して売買代金の減免を請求することは

できない。

(契約不適合責任)

第12条 乙は、この契約締結後、この土地に種類、品質、数量に関してこの契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、売買代金の減免請求若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。ただし、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に定める消費者に該当する場合は、売買代金の減免請求若しくは損害賠償の請求又は契約の解除について、引渡しの日から1年以内に甲に対して協議を申し出ることができるものとし、甲は協議に応じるものとする。

(違約金)

第13条 乙は、第9条及び第10条に規定する義務に違反したときは、違約金として甲に金〇〇〇（契約金額の20パーセント）円を支払うものとする。
2 前項の違約金は違約罰であり、第20条に定める損害賠償額の予定又はその一部として解釈しないものとする。

(契約の解除)

第14条 甲又は乙は、この契約に定める義務を相手方が履行しないときは、催告をしないでこの契約を解除することができる。

(買戻しの特約)

第15条 甲が、前条の規定により契約を解除した場合は、甲は、この土地の買戻しをすることができる。
2 前項に基づき、甲がこの土地の買戻しをしたことにより、乙又は第三者に損害が生じても、甲はその責任を負わない。

(買戻特約の登記)

第16条 甲及び乙は、第8条に規定する所有権移転登記と同時に、前条第1項に定める買戻特約の登記を行う。この場合において、乙は当該登記に必要な書類を甲に提出しなければならない。
2 買戻しできる期間は、この契約の締結から5年間とする。
3 甲は、前条第1項に規定する買戻権を行使したときは、遅滞なく買戻しを原因とする所有権移転登記を嘱託するものとする。この場合において、乙は、甲に当該登記に必要な書類等を遅滞なく提出しなければならない。
4 甲は、第9条第5項に定める解体等の完了の確認が完了した後、乙からの書面による申請があった場合は、第1項の登記を抹消するものとする。
5 買戻権の抹消登記に要する費用は、当該抹消登記時点におけるこの土地の所有者の負担とする。

(返還金等)

第17条 甲は、第14条の規定により解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還するものとする。ただし、第13条の規定により違約金が発生した場合においては、甲は違約金と返還する売買代金を相殺するものとする。なお、返還する売買代金には利息を付さない。

(乙の原状回復義務)

第18条 乙は、甲が第14条の規定により解除権を行使したときは、甲が指定する期日までに、乙の負担において、この土地の所有権行使を妨げる権利関係をすべて抹消の上、甲から引渡しを受けた時の状態に復して返還しなければならない。ただし、甲がその必要がないと認めた場合は、この限りではない。

(有益費等請求権の放棄)

第19条 乙は、甲が第14条の規定により解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び乙がこの土地に投じた有益費、必要費その他の費用があっても、これを甲に請求できないものとする。

(損害賠償)

第20条 甲又は乙は、この契約に定める義務を履行しないことにより、相手方に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

(公租公課の負担責任)

第21条 所有権移転登記後におけるこの土地の公租公課その他一切の賦課金は、乙の負担とする。

(契約の費用)

第22条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(公序良俗の遵守)

第23条 乙は、この土地の引渡し後、この土地の管理及び処分にあたって公の秩序及び善良の風俗に反する行為をしてはならない。

(管轄裁判所)

第24条 この契約に関する訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(暴力団等排除に関する特約条項)

第25条 暴力団等排除については、暴力団等排除に関する特約条項に定めるところによる。

(疑義の決定等)

第26条 この契約に関する疑義又は定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定する。

この契約締結を証するため、本契約書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 小 平 市
小平市長 小 林 洋 子

乙

暴力団等排除に関する特約条項

(禁止事項)

第1条 乙は、この土地を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団の事務所等その活動の拠点となる施設の用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、この土地の所有権を第三者に移転し、又はこの土地を第三者に貸してはならない。

(暴力団等排除に係る契約解除)

第2条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、この契約を解除することができる。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。

- (1) 前条の規定に違反したとき
 - (2) 法第2条第2号に規定する暴力団
 - (3) 暴力団関係者（法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）
- 2 乙は、前項第1号の規定によりこの契約を解除された場合においては、土地売買契約書第3条の売買代金（以下「売買代金」という。）の2割に相当する額を、違約金（損害賠償額の予定）として甲に支払わなければならない。
- 3 乙は、前条に定める義務に違反し、この土地を暴力団の事務所等その活動の拠点となる施設の用に供したと認められる場合において、第1項第1号の規定によりこの契約を解除されたときは、前項の違約金に加えて売買代金の8割に相当する額を、制裁金（違約罰）として甲に支払わなければならない。
- 4 乙は、第1項第2号又は第3号の規定によりこの契約を解除された場合においては、売買代金の3割に相当する額を、違約金として甲に支払わなければならない。
- 5 前項の違約金は、損害賠償額の予定又はその一部と解さない。

(乙の原状回復義務)

第3条 乙は、甲が前条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに自己の負担において、この土地を原状に回復して甲に返還しなければならないものとする。ただし、甲がこの土地を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができるものとする。

- 2 乙は、前項ただし書の場合において、この土地が滅失または毀損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。
- 3 乙は、第1項の規定によりこの土地を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、この土地の所有権移転登記の承諾書その他必要な書類を甲に提出しなければならない。

(返還金等)

第4条 甲は、乙の前条の義務の履行を確認したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

- 2 甲は、第2条に定める解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。
- 3 甲は、第2条に定める解除権を行使したときは、乙がこの土地に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。
- 4 甲は、第2条に定める解除権を行使したときに乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(返還金の相殺)

第5条 甲は、前条第1項の規定により、乙が支払った売買代金を返還する場合において、乙が第2条第2項又は第4項に定める違約金、同条第3項に定める制裁金及び第3条第2項に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、当該返還金の全部又は一部と相殺することができる。

入札参加申込用封筒記載例

表

裏

〒187-8701

切手

【 】

書留
簡易書留

小平市小川町2丁目1333番地
小平市役所 公共施設マネジメント課 入札担当

入札参加申込書在中


住 所 (所在地)

氏 名 (名称及び代表者氏名)

入札用封筒記載例

表

裏

 【 】	〒187-8701
↑	
書留 簡易書留	小平市小川町2丁目1333番地 小平市役所 公共施設マネジメント課 入札担当
入札書在中	

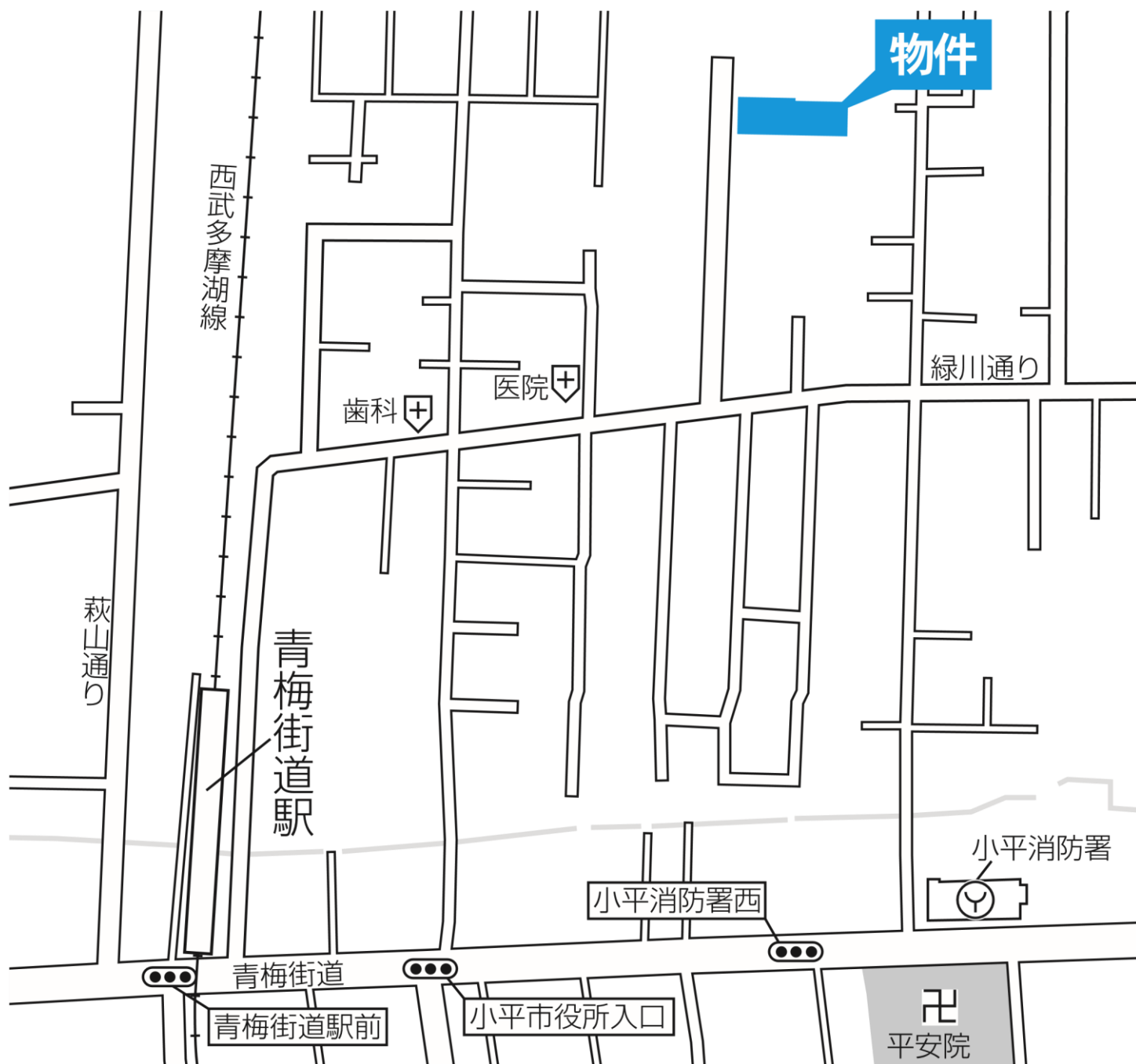
	件名 小平市普通財産の一般競争入札 物件所在地 小平市仲町7番7
住 所 (所在地)	
氏 名 (名称及び代表者氏名)	

物 件 調 書 (建物等解体条件付き)

所在地	小平市仲町7番7			最低売却価格	
住居表示	未定			342,483,190円	
地積	2000.01㎡(実測) 2000.00㎡(公簿)	地目	宅地	形状	ほぼ整形
道路幅員及び 接面状況等	西側で幅員約9mの舗装小平市道(第C-7号線)(建築基準法第42条第1項第1号道路)に接している。				
契約に付す主な 条件	売買契約締結から1年以内に、建物・工作物等(園庭遊具、建物の付帯設備、建物内の動産及び残置物等一切を含む。)を解体及び撤去すること。				
法令等に基づく 制限	都市計画区域	市街化区域			
	用途地域	第一種低層住居専用地域	特別用途地域	-	
	建ぺい率	40%		容積率	80%
	高度地区	第1種高度地区		防火地域	指定なし
	日影規制	有(軒高7m以上又は3階建以上)		その他の規制	
私道の負担等に関する事項		負担等の有無	無	負担等の内容	
供給施設 状況	供給施設	引込状況	事業所名		電話番号
	電気	可	東京電力エナジーパートナー		0120-995-661
	上水道	可	東京都水道局東久留米サービスステーション		042-471-5194
	下水道	可	小平市環境部下水道課		042-346-9560
	都市ガス	可	東京ガス(株)お客様センター		03-3344-9100
	*「引込状況」で、「可」とあるものは、引込費用がかかる場合があります。 詳細は、上記事業所等にお問い合わせください。				
交通機関 (現地まで)	鉄道	西武多摩湖線「青梅街道駅」北東方約550m 徒歩約7分			
公共機関 (現地から)	小平市役所		物件の南方約700m 徒歩約9分		
	小平第十四小学校		物件の東方約350m 徒歩約5分		
	なかまちテラス		物件の南東方約850m 徒歩約12分		
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 本件土地の旧用途は市立仲町保育園であり、現況は保育園の跡施設及び遊具等が存置されている。 ● 本件土地の北側には、私立なかまち保育園が隣接している。 ● 本件土地は、境界確定がされており、境界の表示も設置してある。 ● 本件土地の東側において、隣接地所有者の建物の一部及び工作物等が越境している状況がある。 ● 本件土地の地盤調査及び埋設物調査は行っていない。 ● 本件土地は東側隣地とのGL差が1m以上あり、本件土地内において、土留めを兼ね小平市が設置した塀が存在している。当該塀は、敷地境界から概ね50cmほど西側に下がった位置にある。 				

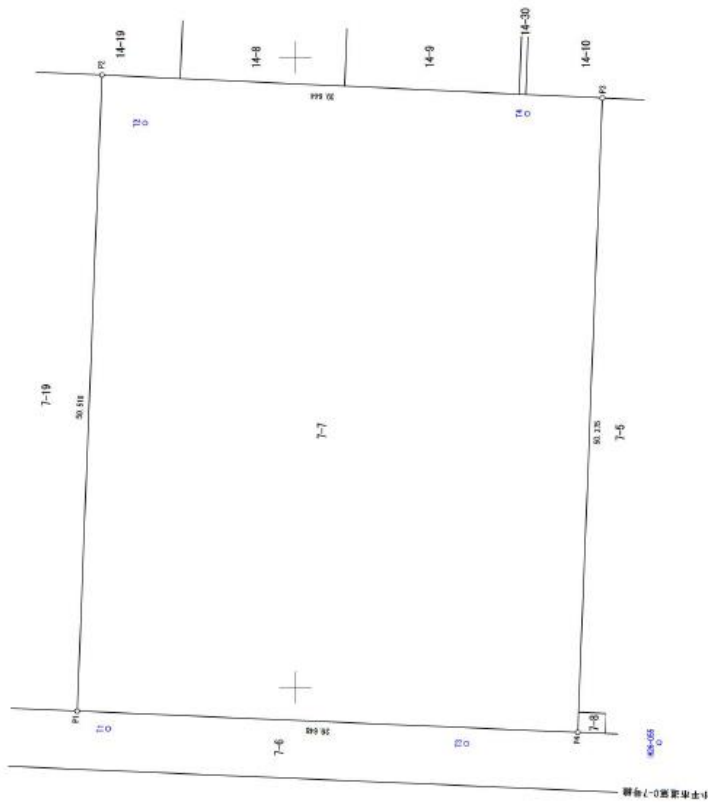
- 擁壁等を再設置する場合等において、隣接地所有者と協議等が必要になった場合は、落札者の責任において解決するものとし、小平市は一切関与しない。
- 解体対象の建物は未登記である。(滅失登記は不要)
- 建物については、アスベスト調査を実施している(令和7年6月)。25か所を抽出実施し、天井のボード材など6箇所での検出(クリソタイル)があった。いずれも施工方法により最も飛散性の低いレベル3での取り扱いが可能である。なお、調査は、アスベスト含有の可能性の高い建材が使用された箇所を抽出調査したものであり、建物すべてを網羅しているものではない。
- アスベスト調査結果については、公共施設マネジメント課で閲覧可能。
- 本件契約における解体及び撤去条件の対象には、建物のほか遊具や藤棚などの工作物等一切を含むが、立木については、条件の対象外とし、落札者の任意とする。
- 建物建築図面について、公共施設マネジメント課で閲覧可能。
- 図面等と現況が異なる場合については、現況によるものとする。
- 本件最低売却価格は、建物等解体撤去費用相当額(アスベスト除去費用相当額及び外構工作物等解体撤去費用相当額を含む。)を更地価格から控除した額としている。なお、契約後において小平市は建物等解体撤去等に関する請求等には一切応じない。

現地案内図



小平市仲町7-7 求積図

仲町



基準点座標値

点名	X座標	Y座標	備考
Z6354	-29008.588	-52057.702	宗廟新街区用積点
H20-003	-29008.041	-52054.743	宗廟新街区用積点
H20-004	-29141.102	-52006.991	宗廟新街区用積点
H20-005	-29008.099	-52057.702	宗廟新街区用積点
T1	-29405.185	-52005.200	宗廟新街区用積点
T2	-29405.099	-52005.214	宗廟新街区用積点
T3	-29513.552	-52054.443	宗廟新街区用積点
T4	-29513.374	-52004.453	宗廟新街区用積点

測地系	国土地院基本図面座標系(2000)
測尺係数	0.999913
測量年月日	令和 4年 5月31日

1. 本図は、宗廟新街区用積点の測量結果に基づき作成されたものである。
2. 本図は、宗廟新街区用積点の測量結果に基づき作成されたものである。

凡	○ Pn	境界点
	○ Sn	引張点
	○ Rn	観測点
例	○○○○○	境界延長

座標変換表

点名	Pn	Sn	Rn	Wn-1	Wn	Wn+1	Wn-1 - Wn	Wn - Wn+1
P1	29008.041	52054.743	29008.041	52054.743	52054.743	52054.743	0.000	0.000
P2	29141.102	52006.991	29141.102	52006.991	52006.991	52006.991	0.000	0.000
P3	29008.099	52057.702	29008.099	52057.702	52057.702	52057.702	0.000	0.000
P4	29405.185	52005.200	29405.185	52005.200	52005.200	52005.200	0.000	0.000
合計								
面積								
座標								
面積								

図名	求積図
所在地	小平市仲町7-7
測量年月日	令和 7年 6月 13日
完成年月日	令和 7年 10月 6日
縮尺	1/1

小平市普通財産一般競争入札売払い参加案内

令和7年11月発行

編集・発行 小平市企画政策部公共施設マネジメント課
小平市小川町2丁目1333番地
電話 042(346)9557